

議案第 64 号

議決第 号

始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
件

始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

始良市長 米丸 麻希子

始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成22年始良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「年」を「年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年」を「当該年度」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員に係る令和 9 年度（施行日から令和10年 3 月31日までの期間をいう。以下同じ。）における年次有給休暇の日数については、改正後の始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和 9 年 1 月 1 日（同日の翌日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日。以下「基準日」という。）において改正前の始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第1項及び第2項の規定により受けることができることとされた年次有給休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けた年次有給休暇の日数を減じて得た日数に 5 日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の

勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数)を加えた日数とする。

- 3 前項の規定により令和9年度に受けることができることとされる年次有給休暇については、改正後の条例第12条第2項の規定にかかわらず、令和11年3月31日まで使用することができる。